

第5回

イタリア料理専門展

ACCI Gusto 京都

出展申込書

事務局が定める出展規定を了承し、下記の通り出展を申し込みます。

申込先

一般社団法人 日本イタリア料理協会 事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-4-7 YK青山2F (株)メディアフレックス内
TEL.03-6427-6883 FAX.03-3407-4991

出展申込者

〈申込日〉 年 月 日

Form with fields for company name, representative name, address, TEL, FAX, URL, and担当者名 (staff name).

※上記と異なる場合はご記入ください。

Form with fields for staff address, staff TEL, and staff FAX.

小間数および料金 (税込)

Table showing booth rates for 通常小間 (regular) and ミニ小間 (mini) with columns for general fee and assistant fee.

●支払い予定日 年 月 日 ●支払い期限 2026年11月30日 ※厳守

ブースパッケージ (税込) ※通常小間のみ

Table showing booth package options Aプラン and Bプラン with their respective costs.

必要とする設備

Table for required equipment: 試飲・試食, 電気, 給排水.

共同水道使用場

Form for shared water usage with a checkbox and a fee field (11,000円).

※試飲・試食が「要」の場合、保健所等の指導により、共同水道使用場をお申し込みいただくか、自社小間内への給排水設備が必要になります。

出展内容 ※下記該当する□にチェックしてください。

Form with checkboxes for food, drink, kitchen equipment, and other items.

連絡事項

Blank form area for contact information.

Table for office recording with columns: 事務局記入欄, 受付日, 受付者印, 承認印, 受付NO, 備考.

※裏面の出展規定を必ずご一読ください。

※上記情報は本展示会の運営に関する連絡および(一社)日本イタリア料理協会からの今後のご案内のみに使用し、それ以外については第三者に提供および譲渡することはありません。

※本展示会を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底することとしますが、状況により会期を変更もしくは中止する場合があります。

# 出展規定

## 規定の履行

出展申し込みは、主催者が出展者の「出展申込書」を受理し、確認を終えた時点で正式な申し込みが完了したものとします。出展者はこの出展規定および今後配布する出展マニュアルを遵守するものとします。万が一、これらに違反していることが明らかとなった場合、主催者は判断根拠などを表明することなく、その時期を問わず出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。出展小間料は返還致しません。またこれにかかわる費用（出展者・関係者の損害）は補償致しません。

## 出展資格

本展示会はイタリア料理業界等食品業界関係者を対象とした展示会です。出展者は本展示会の開催主旨に合致し、出展申込書の出展製品欄に明記された内容以外の展示はできないものとします。主催者は、開催主旨に合致しないと判断した場合、出展を拒否する権利を有します。また提出書類に虚偽記載があった場合、主催者は出展を取り消すことができます。

## 出展小間料の請求と支払い

主催者が出展申込書を受理し、記載内容について承認の後、主催者より出展者に出展小間料を請求します。出展者は支払い期限までに主催者指定の口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

## 出展の取り消し

出展申込者の都合により出展を一部またはすべて取り消す場合、下記キャンセル料をお支払いいただきます。

2026年10月1日～11月30日 …………… 出展小間料の50%

2026年12月1日以降 …………… 出展小間料の100%

## 小間位置の決定

小間位置は小間数、申し込み順、出展内容などを総合的に考慮して主催者が決定します。

## 書類の提出

出展者は、主催者が求めるすべての書類を指定日までに提出しなければなりません。期日に遅れたり提出がない場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を有します。

## 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

## 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

## 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態については責任を負わないものとします。